

近代フランスの土地収用立法とコレラ予防

著者	唐 正超
雑誌名	ヨーロッパ研究
号	13
ページ	95-119
発行年	2019-03-25
URL	http://hdl.handle.net/10097/00131594

近代フランスの土地収用立法とコレラ予防

唐 正 超

キーワード：土地収用／コレラ／近代フランス／ムラン法／1852年デクレ

序論

近代フランスの都市化は、19世紀に入ると工業化とともに急速に進んだ。都市への人口集中は、都市化の条件でもあり結果でもあるといえるが、同時期に激しくなっていき、特にフランスの政治的中心である首都パリの人口急増は極めて深刻であった。パリの人口は、アンシアン・レジーム末期すでに50万を有し、1850年代までには倍増して百万都市となり、パリはヨーロッパ随一の大都市に成長した。しかも、この人口増加は計画的に制御されたわけではなく、あくまで自然的で無秩序な性格を強くもっていた⁽¹⁾。その結果として、近代都市計画がなされていない、中世以来ほとんど変わらなかったパリは新しい事態に適応できず (inadapté)、都市化の過程において「病的 pathologique」と評されるほどの状況に陥ることになったのである。

一方、この19世紀においては、ヨーロッパ人の世界進出の影響によって、物の交換が一層迅速かつ頻繁におこなわれるようになった。そのなかにおいて、過去の交通条件では流行が不可能であった疫病、コレラも、交通革命と呼ばれる移動手段の進歩によってその世界的流行、パンデミックが現実化することになった⁽²⁾。このような状況のもと、パリは、従来の衛生習慣に加えて都市衛生環境の悪化をも主要な原因として大きな被害を受けることになったとみられる。事実、特に19世紀前半において、その被害は甚大

(1) 95

になった（表 0-1）。

表 0-1 をみると、パリにおけるコレラ被害は 1832 年と 1849 年の二回が最も大きかった。「青い恐怖」と呼ばれたように、コレラほどの劇症伝染病が、その被害から、医学者や政治家などから重視され、その被害を食い止めたと考えられたのは当然のことである。特に当時は、コレラの病因に関する有力な解釈であったミアズマ説による影響が大きかったと考えられる。ミアズマとは、汚いもの（腐敗物など）が発するガスで、当時はこれがコレラの病因であるとする見解が有力であった⁽³⁾。したがって、ミアズマの発生源であるとされた不衛生住宅は、1832 年のコレラ流行により強く問題視されることになり、解決すべき住宅問題として提起された。住宅問題を解決すべく、この状況を打ち破れる取用法が必要となっていた。「衛生主義的都市計画」とさえ呼ばれるパリ改造も、ミアズマ説の影響を受けていたと考えられ、例えば取壊しによるスラム・クリアランス、そして大規模な下水道の建設などがそのことをよく示している⁽⁴⁾。

パリ・コレラは、1854 年以降になるとすでに終息しはじめたように見え、1870 年以降になるともはや表面化するほどの脅威とはならなくなった。当時の医学思想では、コレラの伝染源であるコレラ患者の糞便を含めた汚物を一括して危険視し、これらの除去による都市衛生の向上がコレラ予防に関連していたと考えられる。なかには、汚物源であるスラム街の不衛生住宅の取り壊しは、衛生の面でも、都市計画の面でも無視できないほどの功

表 0-1 パリにおけるコレラ被害表⁽⁵⁾

各流行期の年分、持続期間	被害者数（人）	総人口数に対する死亡率%
1832、10 ヶ月	18,402	23.45
1849、8 ヶ月	19,615	18.61
1854-55、14 ヶ月	8,591	7.32
1865、4 ヶ月	6,347	3.54
1866、4 ヶ月	5,218	2.89
1873、2 ヶ月	855	0.46
1884、2 ヶ月	986	0.44
1892、5 ヶ月	713	0.29

績を残した。しかし、不衛生住宅を取り壊すという思想が、いかにして当時の公衆衛生思想から生み出され、そして制度化されていたのかという疑問は浮かび上がる。この点を踏まえ、本稿の研究対象を、法律としての土地収用法⁽⁶⁾に絞る。

表 0-1 によれば、パリ・コレラの被害が著しく収束したように見えるのは、1849 年の流行から 1854 年の流行までの約 5 年間である。筆者は、まさにこの 5 年間で、公衆衛生思想が法律として結実し、そしてその法制が都市計画法にも影響したと考えている。前者の公衆衛生法は、フランス初めての公衆衛生法である 1850 年 4 月 13 日不衛生住宅の衛生化法 (Loi Relative à l'assainissement des Logements Insalubres、議員ムランによって提案されたゆえ通称ムラン法と呼ばれ、以下ではムラン法と略す) であり、後者の都市計画法はオスマンのパリ改造の法的基礎となった 1852 年 3 月 26 日パリの街路に関するデクレ (Décret Relatif aux Rues de Paris、以下 1852 年のデクレと略す) である。この両者に一貫している特徴は、本論において詳述するとおり衛生と収用の二点である。

では、この二点は先行研究によってどのように理解されてきたのだろうか。

まず、最も基本的な研究であり、本稿での検討の出発点となるゲラン (Roger-H. Guerrand) は『フランスにおける公営住宅の諸起源』において、二月革命後の労働者住宅や福祉の側面から一連の法令を考察した⁽⁷⁾。ゲランはムラン兄弟の活動の場としての慈善協会についての考察にもとづきつつ、衛生と福祉という両側面が相互連関によって理解され、ムラン法による工事が主として失業救済を目的としたものであったとの主張を展開した⁽⁸⁾。しかし、ゲランは収用という側面に着目することなく、しかも同じく収用について規定した 1848 年のデクレと 1850 年のムラン法の間に 1849 年のコレラ流行があったにもかかわらず、この点についてもゲランは沈黙したままである。

これに対して羽貝は、ゲランが見逃した収用の問題を視野におさめつつ、フランス都市計画の形成と展開の視点からムラン法と 1852 年のデクレを都

市計画の起点と位置づけて重視し、両者の公用収用法としての側面を考察した。ここで彼は、都市計画の分野においてムラン法が先駆をなすといひ⁽⁹⁾、1852年のデクレがムラン法の発展形であり、両者共にのちのオスマニザシオンにおいて有効な行政手段として位置づけられたことを論じた⁽¹⁰⁾。しかし、羽貝にあっては、ムラン法を起点とする公用収用について、もっぱら都市計画への影響が強調されるものの、ムラン法の制定に1849年のコレラ流行がいかに関わっていたかという論点は抜けおちており、ゆえに衛生の性格についての考察もまた不十分とならざるをえなかった。

大森も『フランス公衆衛生史 19世紀パリの疫病と住環境』において、公衆衛生の視点からムラン法を考察した⁽¹¹⁾。ただし大森の研究は、疫病と住環境に絞って考察し、そこで取扱われる疫病については1850年代を境にコレラから結核に比重が移され、コレラそのものの問題は1832年の流行を中心にとりあつかうのみで、1849年のそれは十分に考察されなかった。その結果、ムラン法の分析に関しても、1849年のコレラ流行との関係を十分に説明できなかったという欠点がある⁽¹²⁾。また、1852年デクレについても、それが衛生的側面をもつにもかかわらず、住環境に関する問題意識と関わりが浅いため、まったく考察されなかった。

先行研究から見れば、コレラと土地収用法の関係については断片的な考察しかなされていないことがわかる。しかも、ムラン法の性格、とりわけなぜムランがのちの1852年デクレに影響を与えた都市計画領域の収用の手法を導入したのかという点はいまだ考察されていない。筆者の考えでは、ムラン法に規定される衛生のための収用という考えかたは、コレラの脅威を主要な要因として具現化したものであり、その思想において強制を正当化する法理もまたムラン法以降の収用法に引き継がれることになった。したがってまた、コレラと言う疫病がいかにして公衆衛生思想を喚起し、いかなるプロセスをへて土地収用法にまで影響したのか、という問題も浮上する。

そこで、衛生のための収用という思考法がコレラ流行を主要な要因として具現化したという作業仮説を出発点として、本稿はコレラが当時いかに

対応されたのかを理解したのち、収用法の成立にいたる議論を考察する。

第1章 不衛生住宅問題：収用と衛生立法の必要性

序論では、コレラの病因に関して、ミアズマ説が優位に立っていたことに言及した。スラム街の主要な臭気源もまたミアズマ源と見られたが、それは主としてスラム街に密集していた不衛生住宅に原因が求められた。この不衛生住宅を対象にし、その衛生化を試みたのが、1850年の不衛生住宅の衛生化法、ムラン法である。

第1節 不衛生住宅のコレラ被害：対策の必要性

では、不衛生住宅が集中していた街区では、コレラ被害はどうだったのだろうか。当時の不衛生住宅の典型例は下級ガルニである。下級オテル・ガルニ (hôtel garni) は比較的長期の滞在者向けの宿で、その内部は過密住居で、換気や採光がわるく、各種の臭気に満ちており、まさしくミアズマのかたまりでと考えられていた。ここでまずガルニ自体に関して、ルイ・シュヴァリエが明らかにしたその住居人口の変化や分布を参照してみよう。

シュヴァリエは、ガルニの分布について「全体として、すべての時期にわたって、この人口が最も多かったのは中心部と東部の諸地区である」と指摘した⁽¹³⁾。1851年時点での具体的な分布は図1-1の通りである。

図1-1から見れば、特にパリの中心部でのガルニ人口は異常に高いことが確認できる。当時のパリの行政区画は、12区からなり、それぞれの区に四つの小街区が設置され、合計48小街区の区画であった。図1-1のコレラ被害全体図もこの行政区画に基づいて作成されたので、そのまま対照できる。右側の図はパリ中心部のガルニ人口状況で、図からわかるように、ガルニ人口の割合が最も高い三つの小街区は、㊸アルシ (Arcis)、㊹オテル・ド・ヴィル (Hôtel de Ville)、㊺シテ (Cité) である。そして1832年と1849年の2回のコレラ被害図のパリ中心部は以下とおりである。

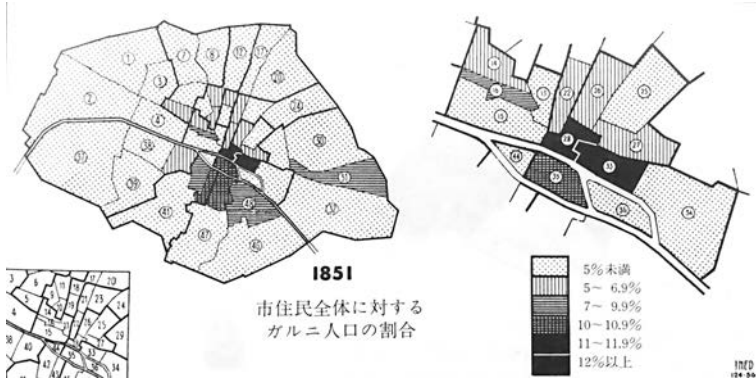


図 1-1 市住民全体に対するガルニ人口の割合⁽¹⁴⁾

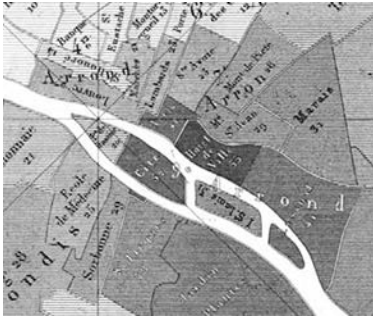


図 1-2 1832 年パリ・コレラ被害図、都心部⁽¹⁵⁾

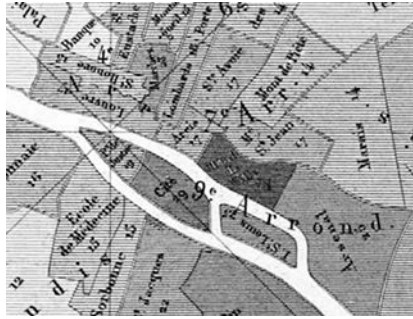


図 1-3 1849 年パリ・コレラ被害図、都心部⁽¹⁶⁾

図 1-1 から見れば、パリのガルニは主にシテ島あたりの都心部に分布して、そして図 1-2 と図 1-3 の二回のコレラ被害から見れば、その被害が最も大きいのは同じく都心部である。つまり、ガルニの分布は、コレラ被害の高い地域とほぼ一致している。とりわけ、ガルニ人口が10%を超える三つの区は、コレラ被害の高い死亡率を有していた。具体的な数字は表 1-1 の通りである。

表 1-1 で示している通り、ガルニが集中していた街区は、例外なくコレラ被害の高い街区であった。特に 1832 年のコレラ被害に関して、表 1-1 に挙げた三つの小街区のコレラ死亡率は、パリにおいて最も高い三つの小街区であった。同様に 1849 年のコレラ被害でも、オテル・ド・ヴィル小街区

表 1-1 ガルニの集中地域のコレラ被害表⁽¹⁷⁾

小街区	1832年死亡率(%)	1849年死亡率(%)
アルシ	42	17
オテル・ド・ウィル	53	37
シテ	52	29
パリ全体平均	21	16

とシテ小街区の死亡率は、パリにおいて二番目と三番目に高かった。

以上により、不衛生住宅とコレラ被害の関係は統計資料から明らかになった。当時において、不衛生住宅問題がコレラ予防に直接関連しているとの考え方があったのは当然のことである。このような背景のもと誕生したのが、不衛生住宅問題の打開策として期待されたムラン法であった。

第2節 ムラン法制定前の不衛生住宅対策

ムラン法の必要性を理解するには、それ以前の法制を考察する必要がある。本節では、ムラン法が制定される直前の1848年の警察命令と1850年のムラン法を比較することによって、規定上の相違と特徴を洗いだし、両法令のあいだに襲った1849年のコレラ流行がムラン法にいかなる政策上の影響を与えたのかという問題を検討する。

19世紀前半の衛生法制の重要な特徴は、「外部的衛生 (salubrité extérieure)」と「内部的衛生 (salubrité intérieure)」が明確に区別され、そして衛生警察の規制が及ぶのが厳密に前者に限定されたことである⁽¹⁸⁾。衛生警察の対象はあくまで公衆衛生であって、公権力の介入には公共の利益にかかわる必要がある。これは、住居の内部が「私的」な空間であり、絶対的に自由な私的所有権の支配を受け、外部からの法的規制が及ばないと考えられたからである⁽¹⁹⁾。

二月革命後、この状況はやや緩和した。たとえば1848年11月20日、警視総監のジェルヴェ・ド・カアン (Gervais de Caen) による「住宅の衛生に関するオルドナンス (Ordonnance Concernant la Salubrité des Habitations)」がある。その具体的な内容としては、流しの設置 (第二条)、便所の衛生管理 (第五条)、そしてガルニに関しては一人につき最低14立方メートルの容積

の確保（第七条）、換気の不十分な場所はガルニとしての賃貸禁止（第八条）などが定められた⁽²⁰⁾。これらの規定はいずれも、公権力がガルニという私的空間に多少なりとも介入しうることを前提としており、そのかぎりにおいて19世紀前半の法制と一線を画すといえる。

このオルドナンスについて、羽貝氏は、家屋の内部の規定について、「不衛生の外在的諸要因のみを問題としてきた従来の衛生法規の欠陥を補填し、住居の内的条件に踏み込もうとした」⁽²¹⁾ 点にこの警察命令の史的意義を認めており、筆者の考えと近い。ただし、この警察命令のなによりも致命的不備は、住宅内部への公権力の介入だけを規定して、衛生化が不可能な住宅について、その不衛生住宅自体を取り壊すとの発想には至らなかったことである。さらに、この警察命令の適用範囲がガルニだけで、一般的な住宅どころか賃貸家屋全体さえ含まれていないことだ⁽²²⁾。この適用範囲の問題は、ムランにより少し拡大されたが、やはりすべての住宅にまで適用されることはなかった。なお、この警察命令にミアズマ説の影響がかいまみられることも注目される。つまり、流しの設置や便所の管理によって臭気管理、そして通風や容積確保による換気の改善などへの言及についてである。いずれにせよ、この警察命令がいかに運用されたのかは未だ不明な点が多いが、1849年のコレラ被害が大きかったことを考えあわせれば、この警察命令の実効性が乏しかったとみられることは確かであろう。

第2章 ムラン法の制定と性格

では、1849年コレラ流行後に制定されたムラン法は、この警察命令をいかに超えたのだろうか。これを知るためには、ムラン法の検討に入る前に、当該法制定に主導的な役割を果たしたムラン兄弟の人物と思想を簡潔にみておく必要がある。

双子のムラン兄弟は、兄がアナトール・ド・ムラン（Anatole de Melun、1807-1888）で、弟がアルマン（Armand de Melun、1807-1877）である。二人のうち、とくに弟のアルマン・ド・ムランは、カトリックの立場から勞

働者の福祉とその自立のため生涯を捧げた人物であった。ムラン兄弟は貧民救済に力を注いでいた修道女ロザリ (Sœur Rosalie) と出会い、慈善事業に魅了された⁽²³⁾。ムラン兄弟は貧民の在宅訪問を含め慈善活動を続け、1845年に『慈善年報 *Les Annales de la charité*』を創刊し、さらに1847年に「慈善経済協会 Société d'économie charitable」も創設した。後者の協会は、労働者の貧困問題の緩和を制度化するという目的として設立された団体であり、その加入者には11名の下院議員を含め、125名の上流階級がいた⁽²⁴⁾。団体は年数回の集会で、慈善問題を議論し、特に児童労働問題を取り上げ、法律の制定に大きく貢献した。これらの功績で、ムランは「貧民の第一の擁護者」と見なされていた⁽²⁵⁾。

二人の政治思想は、当時の左右二つの思想潮流、すなわち社会主義と自由主義（経済的自由主義と個人主義を尊重）のどちらにも寄らず、両方に対して批判的であった⁽²⁶⁾。ムランの衛生思想は、「健康的な身体の崩壊が健全なモラルの崩壊をもたらす⁽²⁷⁾」、公権力によって貧民層の生活全般を改善したのち、人間は「高貴なキリスト教徒 (noblesse du chrétien)」となれる⁽²⁸⁾、というもので、それは宗教的慈善から社会改革を論ずる立場から、労働階級の福祉と宗教の信仰心を密接に関係づける考え方である。

1848年の二月革命は、この二人の運命を一変させることとなった。1849年5月の国民議会選挙で、アナトールはノール県、アルマンはイル・エ・ヴィレーヌ県から選出され国会議員となったのである。アナトール・ド・ムランが議会に全14条からなる法案を提出したのは、自らの当選からふた月後の1849年7月11日のことであった。これが、議会審議ののちムラン法として知られるようになる法律の原案である。

第1節 ムラン法各条の検討

ムラン法は全14条で、その内容はまず第一条では、市町村議会に委員会を設立する権限を与えた。この委員会に、不衛生住宅の衛生化に必要な手段を調査、指摘する責任を与える。不衛生住宅の対象が賃貸住宅のみに限定され、「自然状態 (conditions de nature) からその居住者の命、健康を侵

害することになる住宅は不衛生と見なされる」という曖昧な一言で不衛生が定義される。

第二条は、委員会の構成を規定し、なかには必ず医師一名、建築家一名を含めるように強調した。委員会の構成に医師や建築家が必要なのは、ムラン法の対象である不衛生住宅が「衛生」と「住宅」の両方にかかわるからである。

第三条は、委員会の具体的な役割を規定した。委員会は不衛生と指摘された建物を訪問し、改善法を告げ、そして住宅が衛生化できるかどうかを指摘する。この条で、「衛生化できない住宅」の存在を認め、そしてこの衛生化できない住宅に関する第十三条の詳細な規定は、衛生のために画期的な地帯収用という手法を導入した。

第四、五、六、七条は、当事者に異議を申し立てる権力を与え、衛生化工事の期限や衛生化が不可能な住居の判断権は市町村議会に与えられた。第八条は、戸窓税の免除に関する条文である。第九、十、十一、十二、十四条の五箇条は法律違反の場合の罰金などを規定したものである。そして第十三条は、ムラン法において、不衛生住宅の収用に関する条文である。全条文は以下の通りである。

不衛生が外部的、永続的諸原因の結果、あるいは、不衛生の諸原因が、総体的工事によってしか消滅されない場合、市町村は、1841年5月3日法が定める形式に従い手続きをして後、工事境界に含まれる所有地全体を取得することができる。所有地の一部は、衛生化実施後、新建築の決まった建築線の外側に残される場合、公的競売により再売却される。この場合、旧所有者あるいは権利所有者は、1841年5月3日法第六十条・第六十一条の適用を請求できない。

この第十三条で衛生化の最終手段とも言える住宅の収用が規定された。これが衛生のための収用であるという点ははっきりとしている。なぜならば公衆衛生法でありながら収用についても規定したムラン法は、当時の不

衛生住宅問題がもはや一般的な公衆衛生の範囲を超えるほど深刻で、衛生のため、不衛生住宅そのものを破壊する必要性が十分あったからである。「工事境界に含まれる所有地全体を取得する」のは「地帯収用」という手法で、後の「所有地の一部は、衛生化実施後、新建築の決まった建築線の外側に残される場合、公的競売により再売却される」のであるが、ここでいう「所有地の一部」は「残地」を指す。この「残地」に対し、1841年5月3日法（土地収用法）の第六十条・第六十一条で原所有者の買受権が保護されたが、ムラン法ではこの買受権を禁止し、かわりに競売にかけられることとされた。この地帯収用、買受権の禁止や残地の競売が盛り込まれた理由についてムラン法では言及していないが、これも衛生のためである。1841年の土地収用法の運用では、土地所有者が建物を建築するために残地を再利用することが可能であった。多様な形状や不十分な面積の残地で建築した建物は、「押入住宅」（maisons placards）とまで呼ばれ、また換気の悪い密集状況に戻るのである⁽²⁹⁾。ムラン法最大の功績は、この悪循環を断ち切ろうとしたことであった。

第2節 法制定過程とコレラ流行

ムラン法において、先ず指摘すべき重要な特徴は、同法が行政権力の介入に対して慎重な姿勢をとるという側面である。従来の法理を考慮すれば、ムラン法はすでに大きな進歩を見せたのだが、その慎重な姿勢による過剰な配慮は、やがてムラン法の運用の障害となった。二点目は、ムラン法が衛生法であるという側面を指摘しないわけにはいかない。ムラン法は不衛生住宅の衛生化を目的としており、同法が規定した収用は、すでに指摘したとおりそのための手段に位置づけられた。しかし、なぜ衛生法に地帯収用や買受権の禁止の手法が導入されたのか、という疑問は生じる。

以上の二点をあわせて考えると、なぜムラン法は、衛生のために従来の法理の限界を大胆に突破し、慎重に取り扱う必要のある地帯収用などの手法を導入したのかという疑問を解消しなければならないことがわかる。筆者の感触では、1849年から再び流行したコレラがその直接の原因ではない

かと考えられるが、さしあたりまずはムラン法制定過程をコレラ流行との関連から見ていこう。

表 2-1 1849 年パリ・コレラとムラン法制定の推移

時期	出来事
1849 年 3 月	パリで最初のコレラ死亡者、流行が始まる
1849 年 3 月	ムラン兄弟、下院議員として選出され
1849 年 7 月	ムランが法案を提出
1849 年 10 月	コレラ流行が終わり、死亡者合計 19,615
1849 年 12 月	議会での法案が報告され、審議が始まる
1850 年 1 月	一回目の審議
1850 年 3 月	二回目の審議
1850 年 4 月	二回目の審議、ムラン法成立

表 2-1 から明らかなように、コレラ流行中に法案が提出され、その審議もまたコレラへの恐怖の記憶が鮮明に残る時期に行われていた点が注目される。法案提出から約 9 か月で法律が成立したのはフランス法制史上で異例の早さであったともいわれ⁽³⁰⁾、時期の関係からしてコレラの再流行がその有力な一因であったことはほぼ間違いないと思われる。ただし、コレラがムラン法の制定に与えた影響は、条文には直接明記されていないため、法律審議の様子を議事録によって追う必要がある。

議会でのムラン法の法案報告は 1849 年 12 月 8 日に行われ、その審議は 1850 年 1 月 19 日、3 月 6-7 日、4 月 13 日の 3 回にわたって行われた。議論の焦点は、地帯収用の導入が所有権に抵触しないかどうか、設置される委員会が真に機能できるかどうかの二点であった。そこで、まず立案者アナトール・ド・ムラン自身の立場と見解がもっとも表現された、第二回の審議での長大な演説を見てみよう⁽³¹⁾。

ムランは、自らが提案した法案を自慢しながら、自身の衛生思想や社会思想について述べる。不衛生住宅があらゆる悪徳や無秩序の温床となるとし、またそれが大量死をもたらす疫病 (épidémies meurtrières) の伝播、モラルの低下、浮浪者 (nomade) の流入などの要因になりやすいという理由

で注意を喚起しつつ、個人的慈善活動の効果が限定的にとどまっている今こそ、公権力の介入が必要であると指摘し、キリスト教主義にたった対策が必要だと強調した⁽³²⁾。彼は以下のように法案趣旨を説明する。

C'est une loi d'humanité, une loi que l'on peut appeler de haute police sociale, qui ne viole aucun principe et que, dans tous les temps, le cœur et la raison pouvaient également accepter. (この法律は、人間性の法律であり、高度な社会的治安判断による法律であり、いかなる原則にも反することのない、すべての時代、感性や理性が平等に受け入れることのできる法律である。)

「いかなる原則にも反することのない」との趣旨の表現は、ムランの講演に何度もある。事実上、前述の通り、ムラン法が導入した地帯収用や買受権の禁止の二つの手法は、住宅領域での公権力の介入であり、従来の法理とは異なる。公権力の介入の原因とコレラの関係については、ムランは以下のように述べた。

Le choléra, à deux reprises différentes, est venu nous donner sur ce sujet de bien tristes enseignements et nous demander compte du retard involontaire apporté à des mesures dont d'abord nous n'avions pas calculé toute l'importance. (コレラは我々にこの件について嘆かわしい教訓を垂れた。そして我々にコレラ対策に対しての無意識的な遅れの釈明を求めたのであるが、この遅れは我々はその重要さの全幅を今まで測りかねていた対策にもたらされた。)

ムランがいう「嘆かわしい教訓」と「この遅れ」は、まさに不衛生住宅への公権力の不介入が通例であったことへの批判を含むと考えられる。したがって、彼の提唱する対策は、公権力の導入を前提とする法案である。また、こうも述べる。

Aujourd'hui que le choléra a disparu, croyez-vous que cette mansion soit devenue plus habitable? Non ; la fièvre typhoïde y règne en permanence et y fait tous les jours de nouvelles victimes. (今、コレラは去ったが、諸君はこの住宅がより住みやすくなったと思うか? いや、なっていない。腸チフスは、今でも継続的にその猛威を振るい、日々犠牲者を出している。)

ここから、「嘆かわしい教訓」がコレラの流行を意味することは明らかである。さらには、腸チフスにも言及されている。腸チフスは1830年代からパリで定着し、風土病となり、1850年代には毎年平均約千人の死亡者を出している⁽³³⁾。ここでムランは、1832年コレラ流行後にみられたのと同じ楽観視を避け、腸チフスの脅威も強調したのである。このように、コレラと腸チフスなどパリで流行した疾病を予防することこそが、ムラン法の衛生法としての性格をよく表現する側面である。いいかえれば、とりわけコレラの悲惨な教訓があったからこそ、不衛生住宅の衛生化の最終的手段である地帯収用という対策が導入されたのである。

ムランはこの議会演説の最後に、自分の法案の重要性を再強調した。

La loi que nous vous proposons est une loi nécessaire, indispensable; une loi qui ne viole aucun principe, qui s'appuie sur les autorités les plus respectables; qui, loin de jeter le trouble dans les villes, comme on pourrait le supposer, fournira aux administrations dévouées, si nombreuses dans notre pays, les moyens non pas de faire disparaître complètement, nous ne pouvons avoir cette prétention, mais d'adoucir, d'atténuer le mal qui aujourd'hui énerve, démoralise et décime nos populations. (我々が諸君に提案している法案は必要かつ不可欠な法案であり、いかなる原則にも反しない、最も尊重すべき権威に基づいた法案である。この法案は、予想されうることもかもしれないが都市に無秩序を引き起こすどころか、完全に消滅させるとまでは主張できないまでも、今でも国民を心身とも弱体化し、大量死を与えるこの災厄を弱め緩和する手段を、我が国に存在するかくも多数の熱心な行政当局に

供することになるであろう。)

すなわち、ムラン法は衛生問題の解決に公的権力の導入を要求したのである。もし彼がいう「いかなる原則にも反しない」の原則が従来の私的空間や財産の保護などの法理を念頭において発せられた言説だとすれば、彼がこの法案によって、これらの従来の法理原則を打ち破ったことは明確である。しかし、ムランは自分の法案が「最も尊重すべき権威に基づいた法案」と言った。これは、ムランが自分の慎重な配慮を強調したためだと思われる。ムラン法が提供したのは、公的権力の全面的かつ強制的な介入（完全な解決法）ではなく、あくまで選択可能な一つの解決案であったと解すべきである。法案において、ムラン法の適用に複数の制限が設置されたのがその表現の一つである。同じく、法案審議において、その配慮の表現である第一条や第十三条は大いに議論された。なかでも第十三条は土地収用を規定する条文なので注目に値する。

ところで、ムラン法の運用実態はどうだったのだろうか。まずムラン法にもとづいて不衛生住宅の衛生化委員会がどの程度設置されたかという側面に着目する。当時のフランスにはおよそ三万六千の市町村があったが、当該の委員会が設置されたのは1853年の時点で228の市町村だけで、1883年になると、活動する委員会は5つを残すのみとなった⁽³⁴⁾。次にその実施状況はどうだったのだろうか。パリでは12人から構成される委員会が設置されたが、1851年において不衛生住宅訪問はただ160件しか取り扱われなかった。その後、訪問数は少しずつ増えるが⁽³⁵⁾、第二帝政の終わりでも年間でパリ全住宅の0.29%でしかなかった⁽³⁶⁾。

つまりムラン法は、法律としての限界をもともと内包しており、ムランが期待した重要な役割を果たすことができなかったといえるのではないか。なぜなら、第一に、ムラン法の実行主体である不衛生住宅の衛生化委員会の設置は市町村議会の裁量事項だったからである。そして第二に、地帯収用についての規定に、残地の収用は導入されず、また不衛生な住宅が建築される恐れがあったからである。これはムランの慎重な配慮ではあるが、

ムラン法の運用には限界が伴い、やがてムラン法自身も形骸化した。ところが、都市計画の分野において、ムラン法が規定した地帯収用などの手法はその価値を発揮した。このムラン法に規定された収用という手法を継承して制定されたのが、パリの街路に関する 1852 年 3 月 26 日デクレである。

第 3 章 ムラン法の再解釈としての 1852 年デクレ

前章で考察したとおり、不衛生住宅の問題を解決すべく制定された衛生化立法であるムラン法が土地収用について規定したのは、この最終的な手段をとらない限り衛生化は実現できず、またそれゆえコレラを代表とする疫病が蔓延すると思ったからである。いいかえれば、コレラの悲惨な教訓が公権力による私的権利への介入の必要性を喚起したのである。この公権力の介入の一つの表現は、ムラン法の地帯収用に関する諸規定である。ムラン法の施行がうまくいかず、それどころかほとんど機能しなかったとはいえ、土地収用という点についてムラン法が従来の法制にみられなかった重要な一歩を踏み出したことは看過できない。土地収用の発想は、1852 年 3 月 26 日に出されたパリの街路に関するデクレにより継承され、のちにオスマンによって都市計画の分野で大いに利用されることになる。

第 1 節 19 世紀前半期における土地収用法制の展開

1852 年デクレが、ムラン法から何を継承し、いかに発展したのかを理解するためには、19 世紀なかば以前の土地収用法について一瞥しておく必要がある。

19 世紀の土地収用法の変遷は、一言で言えば「私益と公益との二律背反」を解決するための試行錯誤の軌跡である⁽³⁷⁾。例えば、フランス革命の理念が集約的に表明された 1789 年 8 月 26 日の「人権宣言」において、この公私間の緊張関係はすでに反映されていた。すなわち、「人権宣言」第 17 条は、すでに「所有権は神聖不可侵の権利 (un droit inviolable et sacré) であり、法的に承認された公的必要性 (la nécessité publique) と、事前の正当な補償 (une

juste et préalable indemnité) がなければ、何人もこれを奪うことができない」と規定した。いいかえれば、公的必要性や補償を前提としてはじめて私的所有権への介入可能性があることを示し、土地収用を間接的に認めたのである。しかし、ムラン法を含め、19世紀なかば以前の衛生分野の諸法制において、公益よりも私益が重視されたことは前章で指摘したところである。では収用法についてはどうだろうか。

土地収用に関する一般法が制定されるのは、1810年3月8日の公用収用法(Loi sur les expropriations pour cause d'utilité publique)であり、これが19世紀最初の正式な土地収用法である。この法律は、公益宣言を行政権の管轄とする一方で、収用の執行権および賠償額決定を司法権に属するように規定し、私的所有権を保護する方向性をさらに強く打ち出した。そればかりではなく、実際の運用過程でも、私権尊重に傾きすぎる裁判官が適切な賠償額の決定に独自の判断を下す傾向があったため、私権が過剰に保護されたようである⁽³⁸⁾。

七月王政期には、先ず1833年7月7日の公用収用法(Loi sur les expropriations pour cause d'utilité publique)が、1810年の土地収用法の運用で問題となった賠償額の決定の権限を、裁判所から新設の「特別陪審員」(jury spécial)に委ね、私権の過剰保護に歯止めをかけることが企図された⁽³⁹⁾。この法律を全面的に継承すると同時に、行政手法の簡素化を図って制定されたのが、1841年5月3日の公用収用法である。この法律の買受権の保護が衛生的な問題からムラン法で禁止されたことは、すでに第二章第一節で指摘した。

第二共和政が成立するや、ムラン法と1852年3月26日デクレの両方に影響を与えることとなるリヴォリ街の延長に関する1848年5月3日のデクレ(Décret relatif à la prolongation de la rue de Rivoli, depuis la place de l'Oratoire jusqu'à la rue Saint-Antoine. 以下「1848年デクレ」と略す)が制定される。ここにいうリヴォリ街の延長工事とは、二月革命後に革命政府が労働者救済を意図して計画した一連の工事の一つである。このデクレの第三条は、以下のように規定される。

La ville de Paris est autorisée à acquérir en totalité toutes les propriétés qui seront atteintes par le percement, et à revendre les portions qui resteront en dehors des alignements en les lotissant pour la construction de maisons d'habitation bien aérées. (パリ市当局は、街路の開通を蒙ることになる全所用地を取得することができ、そして換気の良い住宅の建設のため、建築線の外側に残された一部を区画しながら転売することができる。)

条文から明らかなように、この1848年デクレは、のちムラン法が住宅領域に導入することとなる地帯収用や残地の転売などを規定する。ムラン法がこのデクレの規定する収用の考えかたに影響を受けたのは明確であるが、異なる点もある。それは、第一に残地に新築する建物について明確に「換気の良い」の考慮を規定した点であり、これはムラン法よりも進歩的であるといえる。第二に、ムラン法は「買受権」の禁止について規定したが、1848年デクレにはこの発想がなかった。前者はミアズマ説から、良好な換気は衛生的であるという発想で、ムラン法の第八条と同じ発想であった。後者は、実行の面で、原所有者の買受権を禁止し、残地での不衛生住宅の再建設を予防した。

第2節 1852年デクレの革新性

では、1850年のムラン法を経て制定された1852年デクレは、土地収用についてどのように規定したのだろうか。このデクレは全10条からなり、第1条でパリの道路を「大道路管理局」の権限のもとに置くことを規定し、第3条から第8条は沿道建物の建設者の義務（測量、建築許可、ファサードの清潔維持、高さ、舗装費用負担）を定める。第9条はこのデクレの適用範囲を全国に広げ、第10条はこのデクレ運用の責任者を内務大臣と農商務大臣とした。そのなかで、土地収用に関して最も注目すべき条文は、第2条の次の部分にある。

Dans tout projet d'expropriation pour l'élargissement, le redressement ou la

formation des rues de Paris, l'administration aura la faculté de comprendre la totalité des immeubles atteints, lorsqu'elle jugera que les parties restantes ne sont pas d'une étendue ou d'une forme qui permette d'y élever des constructions salubres.

Elle pourra pareillement comprendre dans l'expropriation, des immeubles en dehors des alignements, lorsque leur acquisition sera nécessaire pour la suppression d'anciennes voies publiques jugées inutiles.

Les parcelles de terrain acquises en dehors des alignements, et non susceptibles de recevoir des constructions salubres, seront réunies aux propriétés contigues, soit à l'amiable, soit par l'expropriation de ces propriétés, conformément à l'article 53 de la loi du 16 septembre 1807. (パリの街路の拡幅、変更あるいは新設のためのすべての土地収用計画において、もし残された諸部分が衛生的な建築の建設に必要な大きさと形状を有しないと判断された場合、当局は、それにかかわる不動産全体を収用計画に含める権限を有する。

当局は、不要と判断された旧公道の除去に必要な場合、建築線の外側の不動産を同じく収用計画に含めることができる。

建築線の外側に取得され、そして衛生的な建築が建築できない片地は、協議によって、あるいは 1807 年 9 月 16 日法の第 53 条に従う収用によって、隣接する所有地に統合する。)

1852 年デクレで、「当局は、それにかかわる不動産全体を収用計画に含める権限を有する」という条文で、ようやく完全な地帯収用の手法が導入された。この手法とオスマンによる本デクレの応用は、後世の都市計画法に大きな影響を与え、例えば日本の『東京市区改正土地建物処分規則』(1889)が、この 1852 年デクレを直接のモデルとしていた⁽⁴⁰⁾。

では、このデクレでは、ムラン法はいかに再解釈されたのか。継承と変更の両面から分析してみよう。

第一に注目したいのは、残地の収用についてである。ムラン法では、原所有者の買受権の運用禁止が規定されたが、前章でみたとおり、そもそもこの禁止の目的は衛生の確保を主眼としており、1841 年の土地収用法にみ

られた過剰な私権保護と対抗する性格をもつものであった。ムラン法のこの公衆衛生の点を継承し、1852年デクレが残地が衛生的な建築に十分かどうかを判断基準にしたことは明確である。

それに対して、変更点については、ムラン法が残地を競売に付したのとは異なって、1852年デクレは残地を競売に付すことなく、直接当局がこれを所有するようになるという規定である。すなわち、この変更によって初めて、完全な「残地の収用」の手法が成立したといえる。それだけではなく、第2条は、1807年9月16日法を活用し、残地と隣接する不動産の収用も視野に入れる規定であり、ムラン法と比べて収用する対象が格段に拡大されたといえるのである。

第二に、衛生に関する条文上の表現にも触れる必要がある。1848年デクレは、残地の転売の条件として換気の良い住宅の建設を目的とする旨の規定を置いたが、ムラン法は不衛生 (*insalubre*) の概念を取り上げ、1852年デクレは残地の収用の条件に衛生的な (*salubre*) 建築という要素をくわえた。1852年デクレがムラン法から衛生の概念を継承したことは明らかである。

第三に、運用性の向上についてである。ムラン法では、不衛生か否かの判断は特別な委員会によって宣言され、収用は行政当局によって実行されるが、1852年デクレでは、衛生的建築の建設にとって不十分かどうかという判断も、収用の実行も行政当局に委ねられた。とりわけ重要な点は、デクレがムラン法と同じ明確な衛生判断基準にもとづいておらず、当局の裁量事項とされたことである。つまり、行政当局に権限が集中化され、その運用の効率化がムラン法に比べて飛躍的に向上したのである。

以上から、19世紀前半から1852年デクレにいたる土地収用法制には、私権の過剰保護を緩和する傾向があったことが確認される。それと同時に明らかとなったのは、1852年デクレが衛生の目的と、地帯収用、残地と買受権に関する諸規定をムラン法から継承し、あるいはムラン法の規定を再解釈することによって、収用に関して公権力が介入する可能性をさらに拡大したということである。

結論

本稿では、コレラが当時いかに対応されたのかを理解したのち収用法の成立にいたる議論を整理し、考察するという自分の課題に対して、以下の結論が得られる。すなわち、コレラはミアズマ説と統計資料を通じて不衛生住宅問題を提起し、この問題を解決すべく、地帯収用などの手法がムラン法で規定され、これらの手法を継承しその権限を拡大させたのが1852年のデクレであった。

具体的には、コレラ被害の事実に基づき、土地収用の思想を考察し、この思想を制度化した法令、ムラン法と1852年デクレを読解してから、コレラがいかに土地収用立法にまで影響したのかに関する考察を行った。

すなわち、本稿は、ムラン法と1852年デクレの二つの土地収用に関する法令を、コレラと土地収用立法の関係性の視野から考察した。これにより、従来の研究では見逃されていた、公衆衛生思想から土地収用立法のアプローチによって、コレラ被害から都市計画までのプロセスを追った。その結果、コレラ流行を主要な要因として提起して具現化した衛生思想が、ムラン法において衛生のための収用という思考法を生み出し、さらに1852年のデクレにおいてこの思考法が継承されながらその権限が拡大させた。この法律と法令によって、コレラと土地収用立法の関係、コレラ被害から都市計画までの繋がりが明らかにされた。

しかし、本稿において、以下の不十分な点があることも認めなければならない。つまり、他の視野からのアプローチに関して、以下の方向性が課題として残されている。①1852年デクレの目的について。ムラン法の目的が衛生であったことが本論で明らかにされたが、1852年デクレの目的が、衛生ではなかったことは明らかである。1852年デクレでも、それが活用されたパリ改造でも、衛生を大義にして住民を都心部から追い出したという治安的な面からの考慮が十分あり得る。この場合、ムラン法にある貧民救済の思想は、1852年デクレに、あるいはオスマンの都市計画思想において変容がみられるはずである。②収用と経済目的の面について。1852デ

クレでは残地の収用が規定されたが、オスマンはこの収用された残地を活用し、彼のパリ改造事業の経済的基盤となる「生産的支出⁽⁴¹⁾」の手法を作り出した。ムラン法では、法律の実行による得た罰金は、その全額が福祉事務局に交付される（第14条）と規定したが、オスマンは残地の建設から得た利益を、また都市計画に投入した。この方向性から、1852デクレの運用であるパリ改造の衛生的な面を再考する必要がある。

註

- (1) L・シュヴァリエ著／喜安朗・木下賢・相良匡俊訳『労働階級と危険な階級』みすず書房、1993、p.168。
- (2) 見市雅俊ほか『青い恐怖 白い街』平凡社、1990年、p.20。
- (3) W.H.マクニール著／佐々木昭夫訳『疫病と世界史』新潮社、1985年、p.234。
- (4) 荒又美陽『パリ神話と都市景観—マレ保全地区における浄化と排除の論理』明石書店、2011年、p.50。
- (5) パリにおけるコレラ被害は、1854年以前はそれぞれの統計資料により算出、1865年以後はGérard Jacquemet, *Urbanisme parisien : La bataille du tout-à-l'égout à la fin du XIXe siècle*, *Revue d'Histoire moderne et contemporaine*, t.XXVI, 1979, p.505-548による引用を参照。
- (6) フランス語の収用「Expropriation」の概念は、Expropriation pour cause d'utilité publiqueで、日本語に訳せば公用収用になるが、その意味は家屋を含めて土地収用である。しかし、ムラン法において、収用の目的は家屋の取り壊しだが、実際の収用対象はやはり土地である。さらに、日本で現行の公用収用に関する法律は土地収用法と名乗っている。以上の原因で、本稿では「Expropriation」を「土地収用」に翻訳し、その家屋を収用する性格を強調したい場合は「公用収用」を使用する。
- (7) Roger-Henri Guerrand, *Les origines du logement social en France*, Paris, 1967, p.63。
- (8) 労働者住宅、慈善や救済の点から出発する研究は、ほかに例えば、Ann-Louise Shapiro, *Housing the poor of Paris, 1850-1902*, The University of Wisconsin Press, 1985。
- (9) 羽貝正美、「フランスにおける都市計画の形成——一八五〇年ムラン法の成立を中心に」『東京都立大学法学会雑誌』第28巻第1号、pp.481-526、1987年、p.526。
- (10) 羽貝正美、「近代都市計画とパリ都市改造」『総合都市研究』第58号、1996年、p.85。
- (11) 大森弘喜『フランス公衆衛生史 19世紀パリの疫病と住環境』学術出版社、2014年。

- (12) 大森氏は注に、簡単にコレラ死亡者推移に関する数字を言及し、そしてコレラ被害の減少に関して、「各種のインフラ整備が奏功していると思われる」一言だけで説明した。大森弘喜『フランス公衆衛生史 19 世紀パリの疫病と住環境』学術出版社、2014 年、p.441。
- (13) L・シュヴァリエ著／喜安朗・木下賢・相良匡俊訳『労働階級と危険な階級』みすず書房、1993 年、p.222。
- (14) *Ibid.*、巻末地図 xii。
- (15) 1832 年コレラ報告書：*Rapport sur la marche et les effets du choléra-morbus dans Paris et le département de la Seine*, Paris, 1834.
- (16) 1849 年コレラ報告書：*Recherches statistiques sur la ville de Paris et le département de la Seine*, Imprimerie Royale, Paris, 1860, pp.455-77.
- (17) 以上の二部のコレラ報告書に基づき、筆者が算出した。
- (18) 吉田克己、「一九世紀フランスにおける住宅問題と法（二）——フランス住宅法制の史的考察 その一」『法政理論』第 20 巻第 4 号、pp.43-101、1988 年、p.63。
- (19) *Ibid.*, p.63.
- (20) *Ibid.*, p.498.
- (21) 羽貝正美、「フランスにおける都市計画の形成——一八五〇年ムラン法の成立を中心に」『東京都立大学法学会雑誌』第 28 巻第 1 号、pp.481-526、1987 年、p.498。
- (22) これは、ガルニはあくまで「公共の場所」という考え方で、ガルニの公共性を強調し、本質的から言えば外部的衛生に属するからである。吉田克己、「一九世紀フランスにおける住宅問題と法（二）——フランス住宅法制の史的考察 その一」『法政理論』第 20 巻第 4 号、pp.43-101、1988 年、p.67。羽貝氏の指摘とは矛盾したが、ここでは展開しない。一言くわえると、この点から見ても 19 世紀前半で「私的所有権」はいかに重視されたのがわかる。
- (23) 大森弘喜『フランス公衆衛生史 19 世紀パリの疫病と住環境』学術出版社、2014 年、p.453。
- (24) *Ibid.*, p.455.
- (25) *Ibid.*, p.455.
- (26) Armand de Melun, *De l'intervention de la Société, pour prévenir et soulager la misère*, Paris, 1849, p. 14；大森弘喜『フランス公衆衛生史 19 世紀パリの疫病と住環境』学術出版社、2014 年、p.456。
- (27) 羽貝正美、「フランスにおける都市計画の形成——一八五〇年ムラン法の成立を中心に」『東京都立大学法学会雑誌』第 28 巻第 1 号、pp.481-526、1987 年、p.504。
- (28) *Ibid.*, p.504.
- (29) Henri Malet, *Le Baron Haussmann et la rénovation de Paris*, Paris, 1973, p.26.

- (30) 大森弘喜『フランス公衆衛生史 19 世紀パリの疫病と住環境』学術出版社、2014 年、p.462。
- (31) ちなみに、ムランのこの講演は、*Le Moniteur universel* の 1.5 ページを及ぶ分量がある。*Le Moniteur universel*, 6 mars 1850。
- (32) *art.cit.*
- (33) 大森弘喜『フランス公衆衛生史 19 世紀パリの疫病と住環境』学術出版社、2014 年、p.112 の引用より。
- (34) 吉田克己、「一九世紀フランスにおける住宅問題と法（二）——フランス住宅法制の史的考察 その一」『法政理論』第 20 巻第 4 号、pp.43-101、1988 年、p.97。
- (35) この増加にコレラの影響は目立つ。たとえば 1854 と 55 年はコレラ年で、そして 1853 年から 56 年までのそれぞれの訪問数は 189 軒、326 軒、524 軒、478 軒で、コレラ流行を機に三倍まで増加した。Ann-Louise Shapiro, *Housing the poor of Paris, 1850-1902*, The University of Wisconsin Press, 1985. p.31.
- (36) 大森弘喜『フランス公衆衛生史 19 世紀パリの疫病と住環境』学術出版社、2014 年、p.468。
- (37) 羽貝正美「フランスにおける都市計画の形成——一八五〇年ムラン法の成立を中心に」『東京都立大学法学会雑誌』第 28 巻第 1 号、1987 年、pp.481-526、p.487。
- (38) *Ibid.*, p.489.
- (39) *Ibid.*, p.489.
- (40) 同法について、鈴木栄基の二論文を参照。「東京市区改正土地建物処分規則の運用実態—残地の買上と超過的収用について」『都市計画別冊』日本都市計画学会、1985 年、p. 19-24；「東京市区改正土地建物処分規則の成立について」『日本建築学会計画系論文報告集』1987 年、p. 86-94。
- (41) この手法に関して、松井道昭はその応用を中心に考察した。松井道昭『フランス第二帝政下のパリ都市改造』日本経済評論社、1997 年、2003 年、p. 273。

The Legislation of Expropriation and the Prevention of Cholera in Modern France

ZHENGCHAO Tang

19th century Paris faced great sanitation problems, especially that of a cholera epidemic. According to miasma theory, diseases such as cholera are caused by miasma, commonly residing in poor housing. The *Parlement* of the French Second Republic thus signed into the Melun Act of concerning unhealthy housing. Through this Act, a new measures were legalized in order to expropriate unhealthy housing. However, the law was poorly executed. In 1852, the President of the French Second Republic enacted a *décret* regarding the roads of Paris, bringing forth the first modern expropriation law in France. The aim of this paper is to make clear the above relationship between cholera, the Melun Act and the *décret* of 1852. In this endeavor, cholera damage in unhealthy housing is discussed, noting the relationship between the cholera epidemic of 1849 and the Melun Act from Melun's speeches in the French parliament. Then, analysis is given of the relationship between the items of the Melun Act and the *décret* of 1852. The paper concludes that the cholera epidemic resulted in the legislation of the Melun Act, with its emphasis on public health and expropriation, and its thought of expropriation being re-established by the *décret* of 1852.